

2019年5月28日

(7月5日修正)

日本社会福祉教育学会 第15回大会 開催要綱

大会テーマ

創造的な学びの可能性～実践と教育の継続的な循環

会場

青森県立保健大学

〒030-8505 青森県青森市大字浜館字間瀬 58-1

日程

2019年10月5日(土)～10月6日(日)

後援(予定)

日本社会福祉系学会連合, ソーシャルケア従事者教育研究協議会, 青森県社会福祉士会, 青森県精神保健福祉士協会, 青森県医療ソーシャルワーカー協会

開催趣旨

日本社会福祉教育学会第15回大会は, 青森県立保健大学で開催します。今大会のテーマは, 「創造的な学びの可能性～実践と教育の継続的な循環」としました。第15回大会は, 2015年の春季研究集会で当面の社会福祉教育研究の課題と研究テーマとして整理した以下の4つのうち, 「1. 総合的なカリキュラム研究の必要性」と「3. 福祉専門職養成教育の充実と新たな課題への取り組み」に関連させ, 青森県から今後の社会福祉教育の在り方を議論したいと思います。

1. 総合的なカリキュラム研究の必要性
2. 新たな授業科目の検討と教材開発
3. 福祉専門職養成教育の充実と新たな課題への取り組み
4. 「社会福祉教育」をキーワードとした学会と職能団体と教育機関との連携システムづくり

2016年の中央教育審議会 答申「個人の能力と可能性を開花させ, 全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」(中教審第193号)では, 高等教育機関に自己の職業分野における高度な専門技能等を身につけたり, 様々な変化に対応できる質の高い専門職業人の確保を目指すべく, 技能と学問の双方の教育を融合し強化した仕組みが必要とされています。専門職大学院を中核とする仕組みづくりが推進されているものの, これまで大学・短大, 専門学校が担ってきた専門職養成教育の役割を今一度見直すことで, 社会福祉の領域でも実践現場との連携によって技能と学問との融合を加速させると捉えることができます。教育機関と実践機関の協同による教育はこれまでも取り組まれていましたが, 多様なニーズに応えられる専門職を育てていく仕組みづくりや, 教育機関と協同で実践を精査する工夫をいかに進めていくか, 検討する機会を持ちたいと企画しました。

大会長講演として、社会人の“学び直し”や“リカレント教育”の今日的課題を学ぶ機会としたいと思います。また、青森県での教育の展開や専門職の質向上の課題から、地域で展開する教育の仕組みづくりについて迫っていきたいと思います。また、教育を展開する際に重要なツールとしての ICT の活用や、それらを踏まえた教育内容について学会企画シンポジウムで取り上げます。

社会福祉教育に携わる研究者、教育者、実習・演習教育に携わる実践家、さらにその教育を受ける側の学生のみなさまのご参加を、心よりお待ちしております。

スケジュール

1日目（10月5日（土））

9：30 ～10：00	受付
10：00 ～10：20	開会 10：20-11：30
10：20 ～11：30	大会長講演 社会福祉領域でのリカレント教育の今日的課題 志水 幸（北海道医療大学）
11：30 ～13：00	休憩
11：40 ～12：40	総会
13：00 ～15：00	開催校企画シンポジウム 社会福祉専門職の実践力と創造力を支える仕組みづくり～地域に根ざした学習・指導体制を目指して コーディネーター：小山 隆（同志社大学） シンポジスト：調整中
15：10 ～16：40	ワークショップ 他機関他職種連携を促進する生活支援記録報“F-SOIP”の活用と教授法 小嶋 章吾（国際医療福祉大学）
16：50 ～17：50	自由研究発表①
18：00～	情報交換会（青森県立保健大学 交流センター）

2日目（10月6日（日））

9：00 ～9：10	受付
9：10 ～10：10	自由研究発表②
10：20 ～12：50	学会企画シンポジウム ICT と社会福祉教育
12：50 ～13：00	閉会

参加費

	ワークショップ のみ※a)	一般 A	一般 B※b)	学生・ 大学院生
		会員・非会員 (教員)	非会員で 職能団体※c), 保健医療福祉関係団体の 所属の方 (教員以外)	
事前申し込み	1,000	7,000	2,000	1,000
当日参加		8,000	3,000	2,000

※a) ワークショップは、事前の資料準備部数の都合により当日参加をお断りする場合がありますので、事前のお申込みをお願いいたします。なお、一般 A 及び一般 B の事前申し込みには、ワークショップ参加費が含まれます。

※b) 一般 B の区分で参加を申し込まれる方は、参加申し込み時にご所属の入力をお願いいたします。

※c) 今回、一般 B の区分に該当する団体は、日本社会福祉士会 (JACSW)、日本精神保健福祉士協会 (JAPSW)、日本医療社会福祉協会 (JASWHS) です。